

五監公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年1月31日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

佐 藤 浩

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

こども課

4. 監査の範囲

令和3年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和3年12月27日～令和4年1月27日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 保健センターは消防法で定められた防火対象物であり、定期的に消防訓練を行う義務があるが、実施されているのは避難誘導訓練のみで、消火訓練及び通報訓練が行われていない。消防計画に基づき、適正な防火管理に努められたい。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）とした業務委託において、五泉市契約事務規則第4条第4項に規定された公表が、ホームページ上でされていないものが多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

保育園保護者負担金（保育料）滞納の解消について、受益者負担の公平性確保のため、従来の取り組みに加え、更なる対策を検討されたい。

ひとり親医療費等返還金においては、高額な返還金の発生を防ぐべく情報把握に努め、発生した返還金については、確実な返還のための取り組みを推進されたい。